

新潟市体育施設等使用料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北区体育施設等使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地	徴収事務委託を行う体育施設等の名称及び位置	
	名称	位置
新潟市中央区白山浦 1 丁目 613 番地 69 公益財団法人 新潟市開発公社 代表理事 理事長 若杉 俊則	新潟市北地区スポーツセンター	新潟市北区 名目所 3 丁目 1125 番地 1
	新潟市濁川運動広場	新潟市北区 濁川 3947 番地 1
	太夫浜運動公園球技場	新潟市北区 太夫浜 3900 番地 2
(共同事業体名) ハピスカとよさか&アイビス技建 共同事業体 (代表団体) 新潟市北区嘉山 488 番地 3 特定非営利活動法人 総合型地域スポーツクラブ ハピスカとよさか 理事長 高橋 靖 (構成団体) 新潟市北区石動 1 丁目 15 番地 4 アイビス技建株式会社 代表取締役 善宝 知子	新潟市豊栄総合体育館	新潟市北区 嘉山 488 番地 3
	新潟市豊栄武道館	新潟市北区 川西 3 丁目 5202 番地 3
	新潟市豊栄木崎野球場	新潟市北区 木崎 491 番地
	豊栄南運動公園 野球場	新潟市北区 嘉山 493 番地
	豊栄南運動公園 屋内ゲートボール場	新潟市北区 嘉山 493 番地
	豊栄南運動公園 多目的グラウンド	新潟市北区 嘉山 493 番地
	水の公園福島潟遊水館	新潟市北区 前新田乙 493 番地
	水の公園福島潟木舟水路	新潟市北区 前新田乙 493 番地

- 2 徴収事務を行わせる歳入  
北区体育施設等使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 徴収事務を委託した日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 徴収事務を行わせる期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで